

【概要版】

2024（令和6）年度～2026（令和8）年度

宮崎市民長寿支援プラン

第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

1 宮崎市民長寿支援プランについて

- ◆ 宮崎市民長寿支援プランは、老人福祉法に定められた老人福祉計画と介護保険法に定められた介護保険事業計画を一体的に策定しています。
- ◆ 計画期間を3年一期とし、今期計画は、2024（令和6）年度から2026（令和8）年度に取り組む内容を掲載しています。
- ◆ 団塊の世代がすべて75歳以上となる2025（令和7）年に、本市の高齢者人口が総人口の3割を超えることが見込まれております。高齢者を取り巻く社会情勢が変わりゆく中で、これまで実直に取り組んできた施策や事業を基礎としながら、地域ごとの高齢化の状況や課題に応じた各種施策の展開を図るための計画となります。

2 基本理念、政策目標

基本理念

住み慣れた地域で支え合いが根づく、誰一人取り残さない社会づくり

政策目標

いつまでも健康で、生きがいを持つとともに個人の尊厳が守られるまち

いつまでも住み慣れた地域で、個人の思いを尊重した生活ができるまち

いつまでも安心して、必要なサービスを受けることができるまち

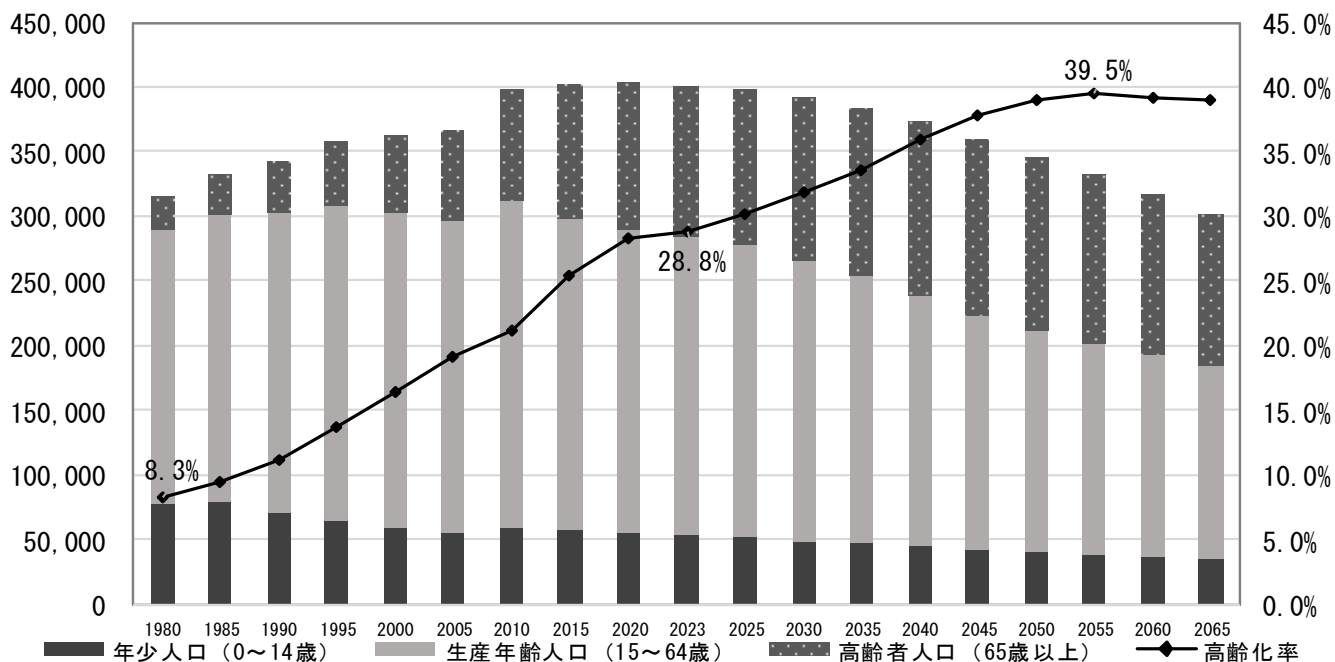
- ◆ 本市では、本プランの上位計画となる第五次宮崎市総合計画における戦略プロジェクトで「誰一人取り残さない社会づくり」を掲げ、その中で高齢者福祉等に係る重点項目を『2025年問題に対応した「医療・福祉の充実」』としております。
- ◆ 本プランでは、高齢者が住み慣れた地域の中で安心して生活していけるよう、地域のみならず支え合う社会づくりを構築することを目指した基本理念とし、その実現に向けた基本的な考え方となる政策目標は、3つの視点（方向性）をもって組み立てました。
- ◆ 地域のみならず支え合う仕組み（地域包括ケアシステム）として、「住まい」「生活支援」「介護予防」「介護」「医療」の5つに「医療介護連携」「認知症」を加えた7つの分野に一体的に取り組み、行政や関係機関とともに、市民の皆さまへの理解を深めていきます。

お問い合わせ先：宮崎市福祉部 地域包括ケア推進課(21-1773)・介護保険課(21-1777)

3 高齢者人口の将来予測

- ◆ 本市の2023年（令和5年）10月1日現在の高齢化率は28.8%（直近令和6年3月1日で29.2%）で、4人に1人以上が65歳以上となっています。
- ◆ 高齢者人口は2045年（令和27年）頃まで増加を続け、総人口に占める高齢者人口の割合は2055年（令和37年）には39.5%まで上昇することが見込まれています。

【住民基本台帳の人口を基にした本市の人口構成の推計】



4 高齢者福祉事業

近年、自治会加入率が低下し、地域との関わりが希薄になることが懸念される中、あらためて「4つの助（自助・互助・共助・公助）」が機能することが重要であります。

自助と互助の観点から生きがいや社会参加等を、共助と公助の観点から適切な支援やサービスを組み立てるものとして、高齢者福祉事業においては、次の4つの項目を骨格とします。

生きがいづくりに関する事業

- ◆ 高齢者の趣向やニーズに応じた多様な生きがいづくりへの支援や地域での世代間交流など、老人クラブの活動助成や敬老祝関連事業などを通じて生きがいづくりを支援します。

生活支援事業

- ◆ 高齢者の在宅生活維持・継続を念頭に、介護保険で提供されないサービスを実施していき、ショートステイや緊急通報サービスなどを通じて高齢者の安心した生活を支援します。

施設福祉サービス事業

- ◆ 近年の入所希望等の状況から、養護老人ホーム等の施設は現在の水準を維持し、家族等の援助が受けられない高齢者や低所得高齢者の拠り所としての役割を果たしていきます。

高齢者住宅等の安心確保に関する取組

- ◆ 有料老人ホームの定員数が、全国中核市の中でも非常に多い状況にある中で、それらに入居する高齢者が安心した生活を送れるよう、適切な運営を求めています。

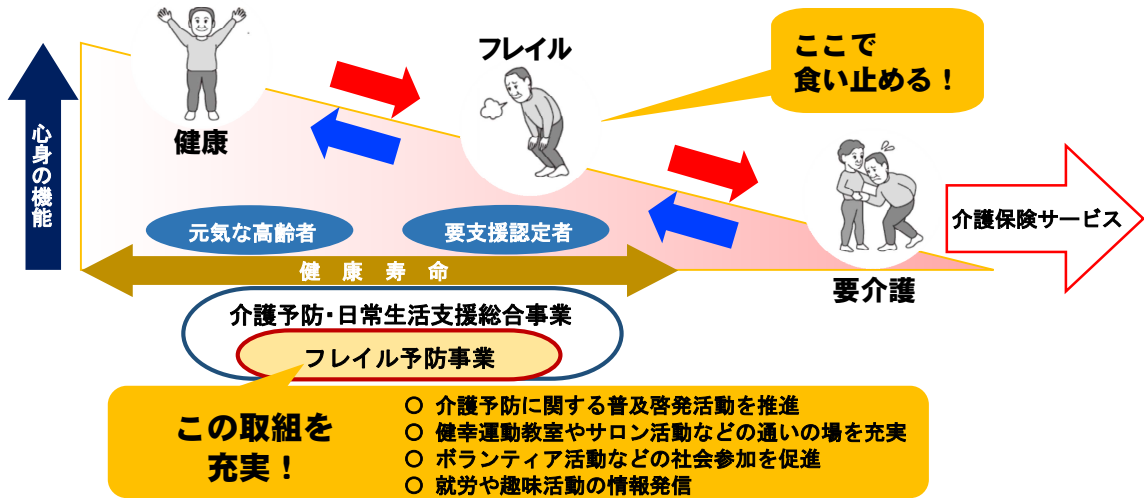
5 介護保険事業

超高齢社会の進展に伴い、介護サービスの需要は高まる一方で、慢性的な提供人材不足が続くことが見込まれています。今後3年間の各種サービスの見込み量を定め、保険給付や地域支援事業の円滑な実施を図り、持続可能な介護保険制度の実現を目指していきます。

自立した日常生活を目指した地域支援事業の充実

- ◆ 高齢者が介護予防に取り組み、地域で介護予防・認知症予防にも繋がる「通いの場」が充実するよう「**介護予防・日常生活支援総合事業**」に取り組みます。

【事業展開のイメージ】



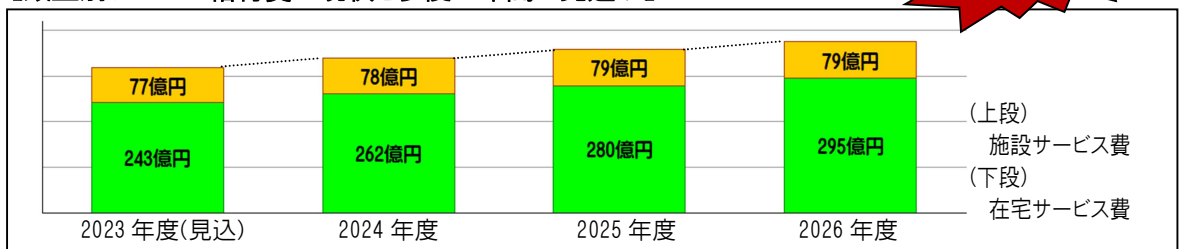
介護サービスの提供体制の充実

- ◆ 在宅の要介護者の心身の状況や置かれている環境等に応じて「通い」「訪問」「泊まり」のサービスを組み合わせる「**(看護)小規模多機能型居宅介護**」の整備を推進します。
- ◆ 認知症高齢者のますますの増加が見込まれることから、「**認知症対応型共同生活介護(グループホーム)**」の整備を推進します。
- ◆ 有料老人ホーム等におけるサービスの質の向上や運営の安定等を図るため、「**特定施設入居者生活介護(いわゆる介護付有料老人ホーム)**」の整備を推進します。

介護サービス給付費の見込み

- ◆ 超高齢社会の進展に伴い、高齢者の高年齢化も進み、施設サービス、在宅サービスともに**介護サービス給付費の今後3年間の上昇**が見込まれています。
- ◆ 適切なサービス提供のため、**介護給付費の適正化**を図ります。

【類型別サービス給付費の現状と今後3年間の見込み】



2024(令和6)年度から2026(令和8)年度までの介護保険料について

- ◆ 第1号被保険者である65歳以上の介護保険料は、**所得等に応じて区分した段階（所得段階）ごとに定額の保険料を設定**しています。
- ◆ 国は、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の給付費の増加を見据え、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等を行うことで、**低所得者の保険料上昇の抑制を図る**こととし、これまで9段階としていた標準所得段階を第9期は13段階としました。
- ◆ 本市では、国の見直しを踏まえ、低所得者の負担に配慮しつつ、負担能力に応じて保険料を賦課するよう、**これまで12段階で設定していた所得段階を第9期は14段階に変更し**、その区分や各所得段階の乗率を見直しました。

【第9期(2024～2026年度)の介護保険料】

各介護保険サービスの給付や各事業に係る費用をもとに、今後の3年間にかかる総費用を算定し、第1号被保険者の介護保険料を設定しました。



《 各所得段階の介護保険料 》

第9期(2024～2026年度)の介護保険料				
所得段階	対象者		乗率	保険料年額 (基準額×乗率)
	市民税課税状況	課税年金収入・合計所得金額等		
第1段階	生活保護受給者		0.285	21,500円
第2段階	世帯全員非課税	老齢福祉年金受給者、 ”本人の課税年金収入額+合計所得金額”が80万円以下の人	0.485	36,600円
第3段階		”本人の課税年金収入額+合計所得金額”が80万円超 120万円以下の人	0.685	51,700円
第4段階	本人非課税	”本人の課税年金収入額+合計所得金額”が80万円以下の人	0.85	64,200円
第5段階	世帯課税	”本人の課税年金収入額+合計所得金額”が80万円を超える人	1	(基準額) 75,600円
第6段階	本人課税	本人の合計所得金額が125万円未満の人	1.2	90,700円
第7段階		本人の合計所得金額が125万円以上210万円未満の人	1.35	102,000円
第8段階		本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.55	117,100円
第9段階		本人の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.7	128,500円
第10段階		本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	1.95	147,400円
第11段階		本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.1	158,700円
第12段階		本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.3	173,800円
第13段階		本人の合計所得金額が720万円以上820万円未満の人	2.4	181,400円
第14段階		本人の合計所得金額が820万円以上の人	2.45	185,200円

※ 第1～3段階については、負担軽減を図るため、保険料を減額しています。